

平成27年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="355 551 963 584">三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p data-bbox="355 692 480 725">1 趣旨</p> <p data-bbox="387 734 1350 808">行政手続法の一部改正に伴い、次のとおり条例の一部改正を行うこととした。</p> <p data-bbox="355 819 644 853">2 行政指導の方式</p> <p data-bbox="387 862 1350 994">行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。</p> <p data-bbox="355 1005 772 1039">3 行政指導の中止等の求め</p> <p data-bbox="387 1048 1350 1270">(1) 法令等（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。以下同じ。）に違反する行為の是正を求める行政指導（根拠規定が法律又は条例にあるもの。以下同じ。）の相手方は、その行政指導が規定する要件に適合しないと思料するときは、市の機関に対し、その中止等の措置を求める申出ができることとした。</p> <p data-bbox="387 1281 1350 1413">(2) 申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、その中止等の措置をとらなければならないこととした。</p> <p data-bbox="355 1424 612 1458">4 処分等の求め</p> <p data-bbox="387 1467 1350 1644">(1) 何人も、法令等に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき、処分又は行政指導がされていないと思料するときは、その権限を有する市の機関に対し、処分又は行政指導を行うことを求める申出ができることとした。</p> <p data-bbox="387 1655 1350 1787">(2) 申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならないこととした。</p> <p data-bbox="355 1798 1350 1872">5 3又は4の申出があったときは、その対応の結果について、規則で定めるところにより、当該申出をした者に通知することとした。</p> <p data-bbox="355 1883 916 1917">6 その他規定を整備することとした。</p> <p data-bbox="355 1928 580 1962">7 施行期日等</p>

	<p>(1) 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市市税条例及び三鷹市国民健康保険条例の一部改正 三鷹市行政手続条例の一部改正に伴い、規定を整備することとした。</p>
2	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 給与制度の総合的見直し 国及び東京都の給与制度の総合的見直し等に準じ、給料表を改め、給料月額を平均1.7%引き下げることとした。</p> <p>2 管理職手当の定額化 管理職手当の月額を、10万3,000円を超えない範囲内において規則で定める額とすることとした。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>(2) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置 施行日による給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる者には、激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）を行うこととした。</p>
3	<p>三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 調整額に係る点数の上限額の見直し 給与制度の総合的見直しによる給料月額の引下げに伴い、東京都に準じ、退職手当の調整額に係る点数1点当たりの上限額を改めることとした。 点数1点当たりの上限額 1,000円 → 1,075円</p> <p>2 施行期日</p>

	平成27年4月1日
4	<p>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 手数料を徴収する事務の追加</p> <p>(1) 建築基準法の一部改正（以下「法改正」という。）による構造計算適合性判定制度の見直しにより、比較的簡易な構造計算の適合審査は、一定の要件を満たす建築主事等が行うことができることとなることに伴い、当該審査に係る手数料（建築物の床面積に応じ1件15万6,000円～58万7,000円）を定めることとした。</p> <p>(2) 法改正により、特定行政庁が認める場合には既存不適格建築物の同一敷地外への移転が可能となることに伴い、当該移転の認定の審査に係る手数料（1件2万8,000円）を定めることとした。</p> <p>(3) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請について、従来の適合証の添付に代えて、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書を添えて行うことも可能となることに伴い、当該認定の審査に係る手数料（建築物の床面積に応じ1件1万6,000円～137万3,000円）を定めることとした。</p> <p>(4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、除却の必要性の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションについて、特定行政庁が許可した場合には容積率が緩和される特例が創設されたことに伴い、当該許可の審査に係る手数料（1件16万円）を定めることとした。</p> <p>2 手数料を徴収する事務の廃止</p> <p>法改正に伴い、構造計算適合性判定業務に係る手数料を廃止することとした。</p> <p>3 規定の整備</p> <p>法改正に伴い、「移転」等の用語を「同一敷地内において移転」等に改めることとした。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成27年6月1日。ただし、1(3)及び1(4)は平成27年4月1日</p>

5	<p>三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 体育施設の廃止</p> <table border="1" data-bbox="416 488 1348 589"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市北野高架下スポーツ広場</td> <td>三鷹市北野一丁目4番7号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成27年7月1日</p>	名 称	所 在 地	三鷹市北野高架下スポーツ広場	三鷹市北野一丁目4番7号				
名 称	所 在 地								
三鷹市北野高架下スポーツ広場	三鷹市北野一丁目4番7号								
6	<p>三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 位置の変更</p> <table border="1" data-bbox="416 1003 1329 1104"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市五小学童保育所</td> <td>三鷹市井の頭二丁目21番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="416 1144 1329 1245"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市五小学童保育所</td> <td>三鷹市井の頭二丁目21番18号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 平成27年4月1日</p>	名 称	位 置	三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番14号	名 称	位 置	三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番18号
名 称	位 置								
三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番14号								
名 称	位 置								
三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番18号								
7	<p>三鷹市心身障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 特定疾患手当の支給対象の追加 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、支給対象に規則で定める疾患を有する者のうち、当該疾患について、同法の規定による特定医療費支給の認定を受けているものを加えることとした。</p> <p>2 施行期日等 公布の日。適用は、平成27年1月1日</p>								

8	<p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 国民健康保険税の減額 低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の所得基準額については、基礎控除額33万円に加える額を被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円から26万円に引き上げるとともに、「2割減額」の所得基準額については、基礎控除額33万円に加える額を被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円から47万円に引き上げることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 規則で定める日</p>
---	---

9	<p>三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 第1号被保険者の保険料に係る所得段階の変更及び額の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">旧（平成24年度～平成26年度）</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">新（平成27年度～平成29年度）</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">所得段階</th> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">所得段階</th> <th style="width: 30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">第1段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 <p style="text-align: right;">26,400円</p> </td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">第1段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">28,800円</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">第2段階</td> <td> 市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">26,400円</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	旧（平成24年度～平成26年度）			新（平成27年度～平成29年度）				所得段階	区 分		所得段階	区 分	1	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 <p style="text-align: right;">26,400円</p>	⇒	1	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">28,800円</p>	2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">26,400円</p>				
旧（平成24年度～平成26年度）			新（平成27年度～平成29年度）																								
	所得段階	区 分		所得段階	区 分																						
1	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 <p style="text-align: right;">26,400円</p>	⇒	1	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">28,800円</p>																					
2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p style="text-align: right;">26,400円</p>																									

3	第3段階を軽減する段階 (附則)	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下で第1段階及び第2段階に該当しない者 39,600円	2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者 43,200円
4	第3段階	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階を軽減する段階に該当しない者 42,000円	3	第3段階	市民税世帯非課税で年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円超の者 45,600円
5	第4段階を軽減する段階 (附則)	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 55,200円	4	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 58,800円
6	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、第4段階を軽減する段階に該当しない者 60,000円	5	第5段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超の者 66,000円
7	第5段階	市民税本人課税で合計所得金額が125万円未満の者 67,200円	6	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の者 74,400円

8	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者 75,600円	7	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の者 82,800円
9	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の者 86,400円	8	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の者 92,400円
10	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者 96,000円	9	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の者 96,000円
11	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者 105,600円	10	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者 105,600円
12	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者 112,800円	11	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者 116,400円
13	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者 120,000円	12	第12段階	市民税本人課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者 123,600円
			13	第13段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者 132,000円

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">14</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第12段階</td> <td style="width: 50%;"> 市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 127,200円 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇨</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">14</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第14段階</td> <td style="width: 50%;"> 市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 140,400円 </td> </tr> </table> <p>2 保険料軽減の強化 第1段階に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料の額は、1の規定にかかわらず、27,600円とすることとした。</p> <p>3 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に係る経過措置 介護予防・日常生活支援総合事業等については、規則で定める日の翌日から実施することとした。</p> <p>4 その他規定を整備することとした。</p> <p>5 施行期日 平成27年4月1日。ただし、2は規則で定める日</p>	14	第12段階	市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 127,200円	⇨	14	第14段階	市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 140,400円
14	第12段階	市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 127,200円	⇨	14	第14段階	市民税本人課税で 合計所得金額が 1,500万円以上の者 140,400円		
10	<p>三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 趣旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による介護保険法の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準等を定めることとした。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者 指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者は、法人とすることとした。</p> <p>3 指定介護予防支援等の事業の基準 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の基準は、規則で定めるもののほか厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>4 地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準 地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準は、規則で定めるもののほか厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>5 その他規定を整備することとした。</p>							

	<p>6 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>(2) 法令改正への対応</p> <p>3及び4の規定において引用する関係法令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとする事とした。</p>
11	<p>三鷹市建築審査会条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 建築審査会の会議の招集等 建築審査会の会議を招集しなければならない場合等に、建築基準法の規定に基づくもののほか、他の法令により同法を準用する場合を含めることとした。</p> <p>2 施行期日 平成27年4月1日</p>
12	<p>三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 児童扶養手当法の一部改正に伴う規定の整備 児童扶養手当法の一部改正に伴い、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
13	平成26年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）
14	平成27年度三鷹市一般会計予算
15	平成27年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

16	平成27年度三鷹市下水道事業特別会計予算
17	平成27年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
18	平成27年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
19	平成27年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

○ **特記事項**

- (1) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について（2件）